平成２４年（フ）第７１９号
静岡市葵区新間1240番地の96　１―106、旧住所静岡県駿東郡清水町徳倉1484番地の４　エルディム谷戸102
債務者　渡邉　泰鉱
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　智裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５８号
岐阜県大垣市笠木町101番地３
債務者　ＢＵＺＺこと　西村　　剛
1　決定年月日時　平成25年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大澤　　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第８４号
北海道登別市登別東町２丁目22番地７、前住所北海道登別市富岸町２丁目９番地４　セジュール参番館102
債務者　佐藤留美子
1　決定年月日時　平成25年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第９０号
北海道苫小牧市明徳町４丁目８番２―308号
債務者　武部　聡美
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第４１１号
仙台市泉区南光台南３丁目35番９号
債務者　布田　竜二
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４１２号
仙台市泉区南光台南３丁目35番９号
債務者　布田かおり
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４４１号
仙台市泉区北中山２丁目28番地の14
債務者　宮澤　　徹
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２２４号
茨城県水戸市八幡町６番13号　久保田ハイツ２・105号
債務者　神崎　洋平
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２３１号
茨城県水戸市城東１丁目15番75―302号　市営城東住宅
債務者　増子　貴子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２４０号
茨城県桜川市友部1399番地12　タイオーハイツＡ
債務者　櫻井　英明（旧姓笠倉）
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２５５号
茨城県水戸市百合が丘町８－１　県営百合が丘アパート５―201、住民票上の住所茨城県鉾田市鉾田2541番地
債務者　高田　太史
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２９９号
神奈川県伊勢原市板戸192番地の１　細野ハイツ202号、住民票上の住所神奈川県足柄上郡山北町向原17番地の19
債務者　山口里洋子（旧姓山木）
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第８３９号
名古屋市西区中小田井２丁目39番地　アネックス青木102号
債務者　牧野　静子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０８５号
愛知県東海市荒尾町上畑42番地の２
債務者　矢壁　正康
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３４２号
名古屋市北区辻町２丁目55番地の１　デュオシャンテ203号
債務者　濵本　弘二
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１８号
愛知県一宮市大志２丁目４番１―502号　名鉄東一宮ハイツ
債務者　堀内　謙志
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部